明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令の一部を改正する省令（総務一二三）　一
○電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令（同一二四）　二
〔告　示〕
○地方税法施行規則附則第六条第九十四項に規定する総合通信局長の行う証明に関する手続を定めた件を廃止する件（総務三九九）　一
○施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件（同四〇〇）　二
○電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件（同四〇一）　五
○電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件第一項第七号の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を定める件（同四〇二）　三
○租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を定める件（同四〇三）　一
○地方税法施行規則附則第六条第五十四項に規定する総務大臣が別に定める施設及び総務大臣が別に定める地域又は区域を定める件（同四〇四）　二
○地方税法施行令附則第十一条第四十項の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を定める件（同四〇五）　二
○施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件を廃止する件（総務・厚生労働一）　二
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一一（平成二十三）年四～六月期）（内閣府）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
免責、会社更生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人環境再生保全機構平成二十二事業年度財務諸表、西日本高速道路株式会社工事一部完了、特定計量器型式承認関係　二六
会社その他
会社決算公告　二六

省令

○総務省令第百二十三号

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日　総務大臣　片山　善博

独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附　則

この省令は、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月三十一日）から施行する。

○総務省令第百二十四号

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行に伴い、及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項第四号の規定に基づき、電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日　総務大臣　片山　善博

電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する施設を定める省令

電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項第四号に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館
二　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館
三　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館
四　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所

附　則

この省令は、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月三十一日）から施行する。

告示

○総務省告示第三百九十九号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「改正法」という。）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第九十六号）の施行に伴い、平成二十一年総務省告示第二百九号（地方税法施行規則附則第六条第九十四項に規定する総合通信局長の行う証明に関する手続を定めた件）は、平成二十三年八月三十日限り廃止する。ただし、平成二十一年四月一日から平成二十三年八月三十日までの間に新たに取得された改正法による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第四十四項に規定する設備に対する総合通信局長の行う証明に関する手続については、なお従前の例による。

平成二十三年八月三十日

総務大臣　片山　善博